

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	489,000
3	568,000
4	661,000
5	771,000
6	880,000

- 2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	340,000
2	380,000
3	411,000

- 3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 5 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められるものには、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。
- 6 第3項の規定による号給の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の適用除外等)
- 第6条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職給与条例」という。）第4条、第5条、第7条から第9条まで、第9条の5及び第15条の6の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。
- 2 第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員に対する一般職給与条例第3条、第15条の3第1項、第15条の5第2項及び第5項並びに第15条の8の2第2項の規定の適用については、一般職給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは「、任期付研究員業績手当及び退職手当」と、一般職給与条例第15条の3第1項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第2号）第4条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、一般職給与条例第15条の5第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」と、同条第5項中「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員を含む。）」と、一般職給与条例第15条の8の2第2項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する第1号任期付研究員」とする。
(第1号任期付研究員の裁量による勤務)
- 第7条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員を、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、かつ、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をせず、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。
- 2 前項の場合における第1号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの5日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第3条第2項の規定により1日につき8時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなして、その勤務時間を算定する。
- 3 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条及び第10条の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。